

# 給付年金コーナー

## ～年金を受けている方が亡くなったとき～

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届(報告書)」の提出が必要です。なお、日本年金機構に個人番号(マイナンバー)が収録されている方は、原則として、「受給権者死亡届(報告書)」を省略できます。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受けとってない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受けとることができます。

### 【未支給年金を受けとれる順位】

(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹 (7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族

※亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受けとることができます。

### 問合せ

秩父年金事務所 ☎27・6560

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)

## 国民健康保険資格確認書／資格情報のお知らせを発送します

現在お持ちの被保険者証(保険証)、資格確認書及び資格情報のお知らせ(資格情報通知書)の有効期限は、**令和7年7月31日まで**となっています。現在の保険証は令和6年12月2日以降、新たに発行されません。マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況により、従来の保険証の代わりとなる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬を目安に発送します。記載内容(氏名・生年月日など)に誤りがありましたら、役場町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎたピンク色の古い保険証や資格確認書、資格情報のお知らせは、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、役場町民課にお持ちください。

### ◀マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちでない方▶

「資格確認書」(青色)を送付します。資格確認書は、医療機関などの窓口で提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

### ◀マイナ保険証をお持ちの方▶

「資格情報のお知らせ」を送付します。マイナ保険証で受診していただきますが、マイナ保険証が利用できない医療機関などで、マイナ保険証と一緒に提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

**国保からのお願い** 国民健康保険への加入・脱退の手続きは、事業所などからの報告により自動的にされるものではなく、本人(家族)が手続きをする必要があります。

次のような方は、資格確認書、資格情報のお知らせ(+マイナ保険証)、年金手帳、世帯主と対象者のマイナンバーのわかるものを持参し、役場町民課で手続きをお願いします。

※就職して職場から資格確認書／資格情報のお知らせを交付された方、その扶養に認定された方

※会社を退職された方、任意継続が終了された方

**問合せ** 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

## 国民健康保険税の滞納が続くと特別療養費の対象となる場合があります！

特別な事情がないにも関わらず、1年以上国民健康保険税の滞納が続く場合は、特別療養費の対象となる場合があります。やむを得ない事情により納付できないときは、早めに税務会計課までご相談ください。

### 【特別療養費とは】

特別療養費の対象の方が医療機関で受診した場合、医療機関の窓口で医療費全額をご負担いただけます。その後、役場町民課に領収書を持参し「特別療養費」の申請を行うと、一部負担金を差し引いた金額を受けることができます。

ただし、国保税に滞納がある場合は、その金額の一部又は全額を滞納額へ充てさせていただきます。

**問合せ** 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線112

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ◆後期高齢者医療被保険者全員に資格確認書を発送します◆

現在お持ちの被保険者証(保険証)または資格確認書の有効期限は、**令和7年7月31日まで**となっているため、一斉更新を実施します。一斉更新では、マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況にかかわらず、全ての被保険者の方に従来の保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。新しい資格確認書(青色)は、7月中旬を目安に簡易書留郵便で発送します(受取には印鑑またはサインが必要です)。記載内容(氏名・生年月日など)に誤りがありましたら、役場町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎた青色の古い保険証または資格確認書は、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、役場町民課にお持ちください。

### ◆保険料の「納入通知書」を発送します◆

後期高齢者医療制度に加入されている方は、前年の所得等に応じた保険料を納めていただけます。保険料は、通常は年金からの天引き(特別徴収)となりますが、加入されて間もない方や、昨年と一昨年で所得に大きな差がある方などについては、納付書又は口座振替による納付(普通徴収)となります。令和7年度分の納入通知書を7月中旬を目安に発送しますので、納期限までに納付をお願いします。

なお、納入通知書が届いた方で口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書(金融機関への届出印の押印が必要)を町民課又は口座振替取扱い金融機関にご提出ください。

※口座振替は、税目ごとに手続きが必要となります。町税や介護保険料等を口座振替されている場合でも、別途手続きが必要となります。

**問合せ** 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線123